

三井倉庫ホールディングス株式会社
第2回新株予約権
発行要項

1. 本新株予約権の名称 三井倉庫ホールディングス株式会社第2回新株予約権
(以下「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
3. 申込期間 2026年2月24日
4. 割当日 2026年2月24日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を、SMB C日興証券株式会社(以下「割当先」という。)に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数(以下「交付株式数」という。)は100株とする。

ただし、第8項第(2)号が適用される場合においては、交付株式数は100株に以下の算式によって計算される株式数を加算する(なお、計算の結果生じる100株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。)

$$\text{売却株式数(日興)} \times \text{TOB時残存期間割合}$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ第8項に定める意味を有する。ただし、売却株式数(日興)は、第8項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

7. 本新株予約権の総数 1個
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額(以下「行使価額」という。)は、本項第(2)号に定める場合を除き、以下の算式によって計算される金額(1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げるものとし、計算結果が1円を下回る場合には1円とする。)とする。ただし、行使価額は、本項第(3)号及び第(4)号に基づき調整されるものとする。

$$\text{行使価額} = \text{受領金額(日興)} - (\text{売却株式数(日興)} \times \text{平均VWAP})$$

上記の算式において用いられた用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

「受領金額(日興)」とは、当社が2026年2月9日に実施する株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による当社普通株式の買付け(以下「本自己株式取得(ToSTNeT-3)」という。)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の売却額の合計とする。

「売却株式数(日興)」とは、本自己株式取得(ToSTNeT-3)に際して、割当先が自己の計算で当社に売却した当社普通株式の数とする。

「平均VWAP」とは、2026年8月3日(同日を含む。)から第13項第(3)号に定める本新株予約権の行使請求の効力発生日(以下「行使請求日」という。)の直前取引日(同日を含む。)までの期間(以下「平均VWAP算定期間」という。)における、当社普通株式の普通取引の終日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の単純算術平均値に100.20%を乗じた価格(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。)をいう。ただし、平均VWAPの算定において、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日(以下に定義する。)は平均VWAP算定期間に含まないものとする。

「除外市場混乱事由発生日」とは、当社普通株式に関する取引制限(制限値幅による取引制

限及びシステム障害等による取引制限を含むが、これらに限られない。)等が発生したために当該日におけるVWAPを平均VWAP、平均VWAP(TOB時)(次号に定義する。)の算出の基礎とすべきでない」と割当先から申告がなされた日をいう。

- (2) 前号の規定にかかわらず、当社普通株式に対する公開買付けの開始若しくは開始予定に係る公表がなされるか(以下、かかる公表が初めてなされた日を、「本公開買付実施公表日」という。)、又は当社普通株式に対する公開買付けに係る公開買付届出書が提出された(以下、かかる提出がなされた日を、「本公開買付届出書提出日」という。)場合であつて、本新株予約権の行使請求日が本公開買付実施公表日から4取引日後以内の日又は本公開買付届出書提出日から4取引日後以内の日(ただし、当該4取引日のカウントに際して、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの各取引日は含めない。以下同じ。)である場合、本新株予約権の行使価額は、下記①及び②に記載される算式によってそれぞれ計算される数値の合計値とする(なお、下記①及び②に記載される算式のそれぞれにおいて、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。)

① $\{ \text{受領金額(日興)} - (\text{売却株式数(日興)} \times \text{平均VWAP(TOB時)}) \} \times \text{TOB時経過期間割合}$ (計算結果が1円を下回る場合には1円とする。ただし、TOB時経過期間割合が0である場合には0円とする。)

② $\text{受領金額(日興)} \times \text{TOB時残存期間割合}$

上記各算式において用いられた用語は、前号に定めるもののほか、それぞれ以下に定める意味を有する。

「平均VWAP(TOB時)」とは、2026年8月3日(ただし、基準取引日(TOB時)(以下に定義する。))が2026年8月3日に先立つ場合には、2026年2月10日とする。)(同日を含む。))から、本公開買付実施公表日又は本公開買付届出書提出日(ただし、いずれについても、本項が適用される本新株予約権の行使請求日に先立つ4取引日の間に到来した日であることを要し、いずれの日もかかる4取引日の間に到来している場合には、いずれか早く到来した日とする。))の直前取引日(以下「基準取引日(TOB時)」という。)(同日を含む。))までの期間の各取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))におけるVWAPの算術平均値に100.20%を乗じた価格をいう(円位未満小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入する。))。

「TOB時経過期間割合」とは、2026年8月3日(同日を含む。))から基準取引日(TOB時)(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数(以下に定義する。))で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年8月3日に先立つ場合には0とする。

「期間全日数」とは、2026年8月3日(同日を含む。))から2027年1月29日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数をいう。

「TOB時残存期間割合」とは、基準取引日(TOB時)の翌取引日(同日を含む。))から2027年1月29日(同日を含む。))までにおける取引日(ただし、当社の各四半期会計期間の最終取引日から起算して5取引日前の日から同期間の末日までの期間及び除外市場混乱事由発生日を除く。))の日数を、期間全日数で除した割合をいう。ただし、基準取引日(TOB時)が2026年8月3日に先立つ場合には1とする。

- (3) 2026年2月12日(同日を含む。))から行使請求日の1取引日後の日(同日を含む。))までの期間中に当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。))

の基準日又は株主確定日（基準日又は株主確定日を定めない場合は、効力発生日）が設定された場合、第6項及び前2号の計算における①売却株式数(日興)及び②当該株式分割等のための権利付最終取引日以前の各取引日における各VWAPは、それぞれ次の算式により調整される。ただし、売却株式数(日興)に係る計算の結果生じる1株未満の端数は切り捨てることとし、調整後VWAPについては小数第5位まで算出し、その小数第5位を四捨五入することとする。

調整後売却株式数(日興) = 調整前売却株式数(日興) × 株式分割等の比率

$$\text{調整後VWAP} = \frac{\text{調整前VWAP}}{\text{株式分割等の比率}}$$

(4) 前号の場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）と協議の上、その承認を得て、必要な売却株式数(日興)、平均VWAP、平均VWAP(TOB時)及びVWAPの調整を行う。

- ① 合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により調整を必要とするとき。
- ③ これらの金額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整にあたり、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ④ その他当社及び本新株予約権者のいずれもが調整を必要と判断したとき。

9. 本新株予約権の行使可能期間

2026年2月25日から2027年2月12日まで（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、行使可能期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。また、振替機関（第17項に定める振替機関をいう。以下同じ。）が必要であると認めた日については本新株予約権の行使をすることができないものとする。

10. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

11. 本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

12. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）の新株予約権（以下「代替新株予約権」という。）を以下の条件に基づき交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、当社は、再編当事会社をして代替新株予約権を新たに発行させるものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

1個

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

- 第6項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
- (4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。
- (5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金、組織再編行為の場合の新株予約権の交付並びに新株予約権証券の不発行
第9項乃至第12項、第16項及び第17項に準じて、組織再編行為に際して決定する。
13. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権の行使は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項の通知が行われることにより行われる。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額を現金にて第15項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使可能期間中に第14項に定める行使請求受付場所に対して行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
14. 行使請求受付場所
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
15. 払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 日本橋東支店
16. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等
本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される普通株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。
17. 振替機関
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号
18. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
本要項及び本新株予約権と同時に割当先に対して発行される第1回新株予約権の発行要項並びに割当先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定める諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に評価した結果を参考に、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第8項記載の通りとした。
19. 1単元の数の定めを廃止等に伴う取扱い
本新株予約権の割当日後、当社が1単元の株式の数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
20. その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長 社長執行役員又はその指名する者に一任する。